

基本目標 5 安全で良好な生活環境の確保

「環境基本法」により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が定められています。

県では、大気の流れや川、湖沼、地下水の水質などが、環境基準を達成しているか常時監視を行っています。

さらに、工場や事業場の排ガスや排水の検査を行い、排出源の監視も行っています。

県内の大気環境や水環境等は、概ね良好に推移していますが、環境基準が達成された状況の維持及び達成されていない地域における基準の達成を目標として、必要な施策を推進していきます。

1 山形県の生活環境の状況

(1) 大気環境の状況（平成28年度）

「大気汚染防止法」に基づき、一般環境大気測定局15局、自動車排出ガス測定局1局を配置し常時監視を行っており、県内の大気環境の状況はリアルタイムで公表しています。

平成28年度の大気汚染の状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、測定している全ての測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成できませんでしたが、人への健康影響が生ずるおそれがあるとして「大気汚染防止法」で定める注意報発令基準値未満の状況でした。

【平成28年度の大気環境の状況】

測定項目	測定局数	環境基準達成局数
二酸化硫黄	12局	12局
二酸化窒素	16局	16局
一酸化炭素	1局	1局
浮遊粒子状物質	16局	16局
光化学オキシダント	8局	0局
微小粒子状物質（PM2.5）	13局	13局



測定局舎（上山元城内局）



測定データの公表

(2) 水環境の状況（平成28年度）

川、湖沼、海の水質の状況は、「水質汚濁防止法」に基づき、毎年度、県において水質測定計画を作成し、国土交通省、県及び山形市が分担して、健康項目（57地点）、生活環境項目（53水域）その他の測定を毎月行い、公表しています。平成28年度は、最上町の背坂川のカドミウム（健康項目）、酒田港のCOD（生活環境項目）で環境基準を達成できませんで



河川水の採取

したが、その他の測定地点では環境基準を達成しています。

なお、人の健康を保護するために維持されることが望ましい基準として設定されている項目（カドミウム、水銀等）を健康項目、水道や水産などの利水の面から生活環境を保全するために維持されることが望ましい基準が設定されている項目（BOD、COD等）を生活環境項目と呼びます。ここで、BOD（生物学的酸素要求量）やCOD（化学的酸素要求量）は、有機物による汚れ具合を表したもので、値が低いほど水がきれいであることを示しています。河川ではBOD、湖沼や海ではCODを測定します。

【きれいな川／よごれた川】

きれいな川（BOD平均値が低い川）			よごれた川（BOD平均値が高い川）		
順位	BOD平均値	河川名（所在市町村）	順位	BOD平均値	河川名（所在市町村）
1	0.5	立谷沢川（庄内町）	1	11	逆川（山形市）
		荒川（小国町）	2	3.6	沼川（寒河江市）
		玉川（小国町）	3	2.2	貴船川（山形市）
		梵字川（鶴岡市）			
		庄内小国川（鶴岡市）			
		鼠ヶ関川（鶴岡市）			
		荒瀬川（酒田市）			

(3) ダイオキシン類の状況（平成28年度）

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、一般環境や廃棄物焼却施設等の発生源周辺地域におけるダイオキシン類の汚染状況を把握するため、計画的に調査を実施しています。

大気、水質及び土壌などに含まれるダイオキシン類の状況について、13市町延べ49地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しています。

また、同法に基づき、廃棄物焼却施設など特定施設の設置者は、排出ガス及び排出水中のダイオキシン類を年1回以上測定し、その結果を県に報告することになっています。県内の稼働中の廃棄物焼却施設等104施設のうち、102施設から測定結果の報告があり、すべて排出基準を遵守していました。



2 水資源の保全

- 山形県は森林が県土の約7割を占め、全国一の広い面積を有するブナの天然林をはじめとする豊かな自然に恵まれています。水資源は、この豊かな自然に支えられており、私たちの日常生活や農業、工業などの経済活動に欠くことのできない重要な資源となっています。そしてこれらの資源は、良好な状態で将来の世代に継承していかなければなりません。
- 一方で、近年、外国資本等による森林の買収や開発行為など、良好な水資源への影響が懸念される事案が県内でも発生しました。このような動きを受けて、水資源の保全を図るための山形県独自の条例制定の必要性の機運が高まり、有識者による専門的見地からの検討や県民・関係団体の意見を踏まえ、「山形県水資源保全条例」（県水資源保全条例）を平成25年3月に制定しました。

水資源保全地域とは：

公共の用に供される水（水道の原水、農林漁業用水、工業用水、融雪用水など）の取水地点とその周辺の区域について「県水資源保全条例」に基づき指定される地域のことです。本県独自で定めた制度です。水資源保全地域内において土地取引等や開発行為を行おうとする場合は、2か月前までに県への届出が必要となります。平成29年3月末時点で、22箇所、約13万haを指定しています。

【水資源保全地域の指定状況(平成28年度末)】

指定年月日	対象市町村	水資源保全地域の名称	面積(ha)
平成25年9月27日	長井市	長井市野川地区水資源保全地域	1,605
	遊佐町	遊佐町牛渡・滝淵・洗沢地区水資源保全地域	1,083
		遊佐町下当山・長坂地区水資源保全地域	365
		遊佐町白井地区水資源保全地域	246
平成26年3月11日	米沢市	米沢市大荒沢水源水資源保全地域	168
		米沢市鬼面川貯水池水資源保全地域	858
	南陽市	南陽市小滝地区水資源保全地域	946
	庄内町	庄内町立谷沢川地区水資源保全地域	2,680
	遊佐町	遊佐町八森・藤井地区水資源保全地域	167
平成27年1月30日	最上町、舟形町	最上小国川地区水資源保全地域	6,814
	川西町	川西町犬川地区水資源保全地域	4,886
		川西町黒川地区水資源保全地域	2,294
平成27年5月29日	鶴岡市	鶴岡市水資源保全地域	21,184
	西川町	西川町水資源保全地域	13,036
	舟形町	舟形町堀内地区水資源保全地域	1,543
平成28年6月10日	大江町	大江町水資源保全地域	8,254
	川西町	川西町犬川地区水資源保全地域(区域の拡大)	348
	飯豊町	飯豊町水資源保全地域	21,788
平成29年3月28日	酒田市	酒田市水資源保全地域	12,881
	尾花沢市	尾花沢市水資源保全地域	10,335
	金山町	金山町水資源保全地域	5,729
	戸沢村	戸沢村水資源保全地域	4,166
	高畠町	高畠町水資源保全地域	9,033
合計	17市町村	22箇所(県内民有林面積の約41%)	130,409